

令和7年度

嫁礁灯台測量調査

仕様書

第九管区海上保安本部

第一章 業務概要

- 1 件名 嫁礁灯台測量調査
- 2 対象場所 石川県輪島市（嫁礁）
- 3 業務期間 契約の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 業務概要 測量・調査
(1) 水深測量 1式（灯台周辺水深測量）
(2) 基礎部潜水調査 1式（灯台基礎）
(3) 灯台基部被害状況調査 1式（灯台脚柱ほか）
- 5 履行場所 第九管区海上保安本部 交通部整備課
〒950-8543
新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 025-285-0118
- 6 施設等
管理事務所 七尾海上保安部 交通課
〒926-0015
石川県七尾市矢田新町二部173
電話 0767-53-7118
- 7 注意事項 (1) 本業務は、灯台が航路標識として機能しながら行うので、仮設材、養生材等による灯火への障害については未然に防止すること。
(2) 工程等から電源断等、標識の機能に障害を与えるおそれがある作業を行う場合は事前に監督職員・管理事務所と協議のうえ実施すること。
(3) 本業務の実施にあたっては、監督職員と十分連絡を取りながら実施すること。
(4) 本業務の実施において仕様等に疑義が生じた場合、請負者のみの判断によらず、監督職員と協議のうえ対応を決定すること。

第二章 共通事項

- 1 一般事項 本業務の一般共通事項は本仕様書に定める以外の事項は、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和5年3月 国土交通省港湾局（以下「共通仕様書」という。）」の「第1編 共通編」－「第一章 総則」による。
- 2 用語の定義 1) 「契約書」とは、「測量調査等請負契約書」をいう。
2) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した「監督職員」で、縦括弧調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
3) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した「現場代理人」をいう。
4) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した「主任技術者」をいう。
5) 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。

第三章 特記仕様

図面及び仕様書に記載のない事項は、下記による。

○「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 令和5年3月」：国土交通省港湾局

○「港湾工事共通仕様書」：国土交通省港湾局

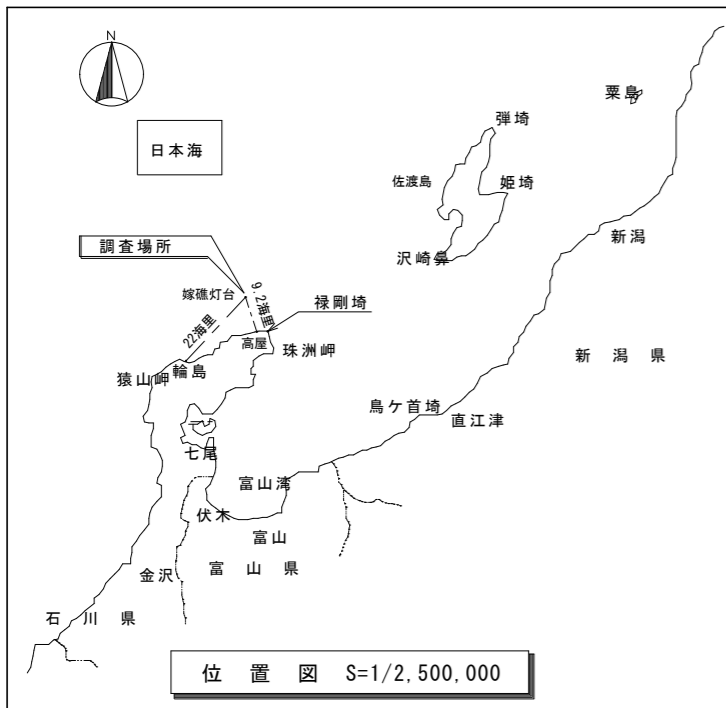
- 1 共通事項 (1) 灯台周辺測量および被害状況調査
図面に示す灯台周辺海域の測深を行う。灯台の基礎部、脚柱部（水中部含む）の写真撮影及び被害状況調査を行う。灯台を改修工事するための周辺地形の測量を実施する。

- 2 水深測量 (1) 次の方法により、灯台周辺の水深測量を行う。
マルチソナー測深
グリーンレーザー測量
基準となる高さは、東京湾平均水面（T. P.）とする。
(2) 測量範囲
測量範囲は図面に示す範囲とし、工事に十分な範囲とする。
また、作業船等の侵入可能な進路を特定する範囲とする。
(3) 測量間隔
測量間隔は原則 1.0m間隔とする。
(4) 潮位観測
既存基礎（水中）天端において、潮位の測定を行い既存基礎のT. Pからの現状高さを求める。
(5) 成果品
平面水深図、横断面図、潮位計算書

- 3 潜水撮影 (1) 灯台基礎部（水中）撮影
水中にある灯台基礎部の撮影を行う。また、目視、触診などにより地震等の被害がないか調査を行う。
○基礎コンクリート（水中）の亀裂等の損傷
(2) 成果品
写真帳、被害状況図

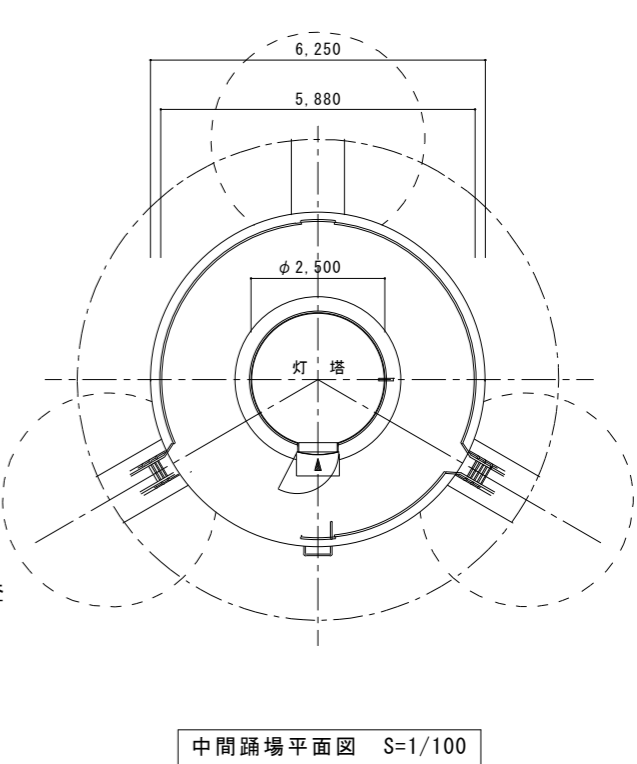
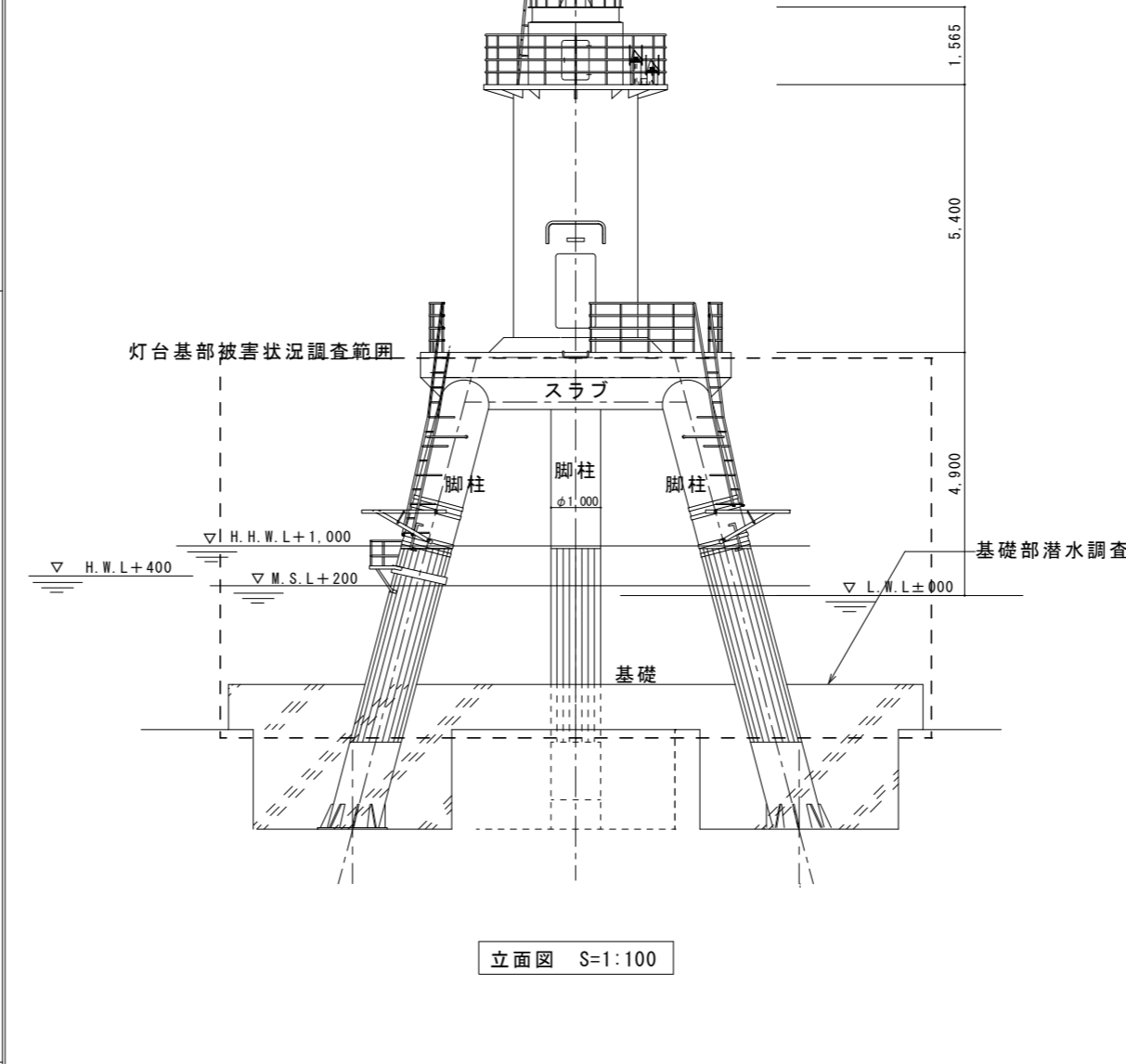
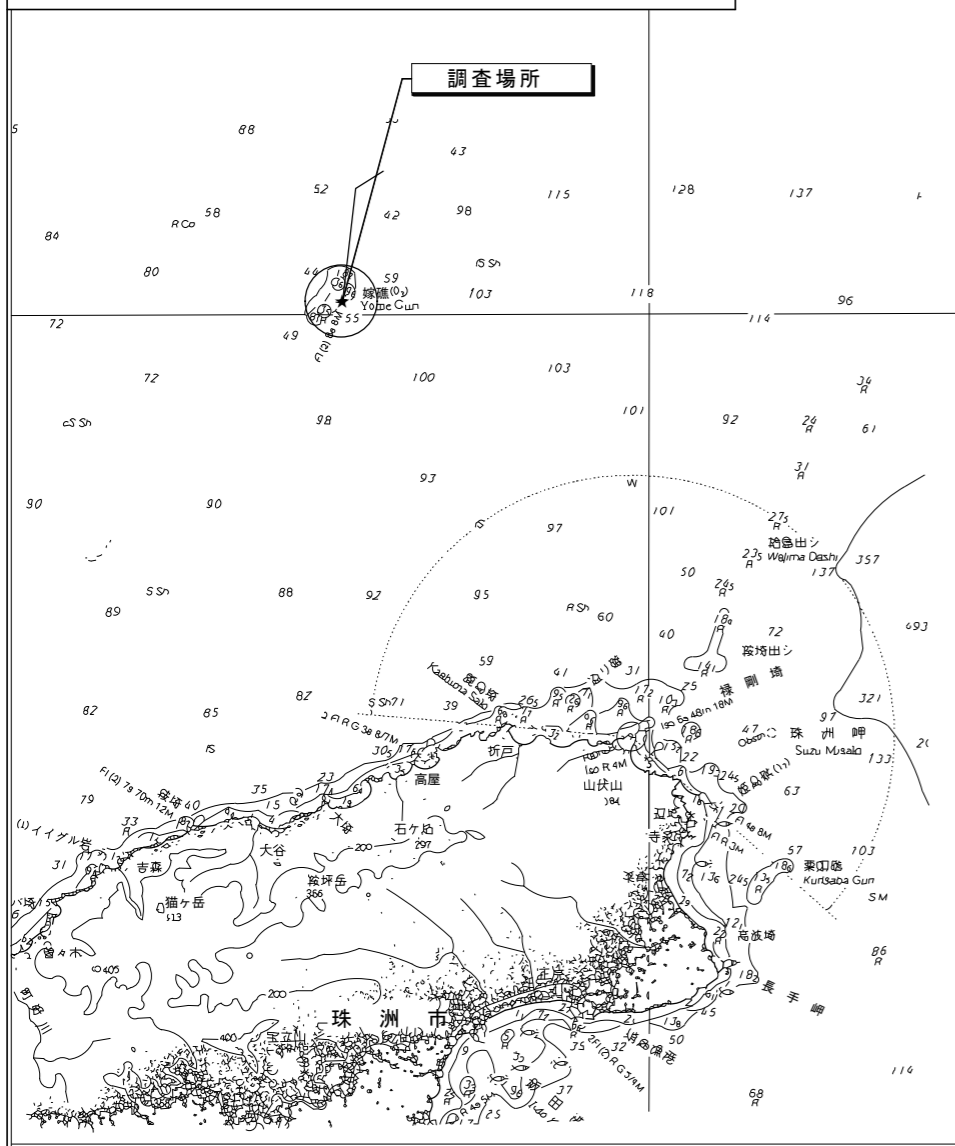
- 4 被害状況調査 (1) 灯台基部の被害状況調査
灯台基部（脚柱及びスラブ見上げ面含む）の撮影を行う。また、目視により地震等の被害がないか調査を行う。
○脚柱等の構造部の亀裂等の損傷の有無
(2) 成果品
写真帳、被害状況図

- 5 成果品の提出方法 成果物は冊子に取り纏め2部提出する。
また、成果物の電子データをCD-Rに格納して1枚提出する。

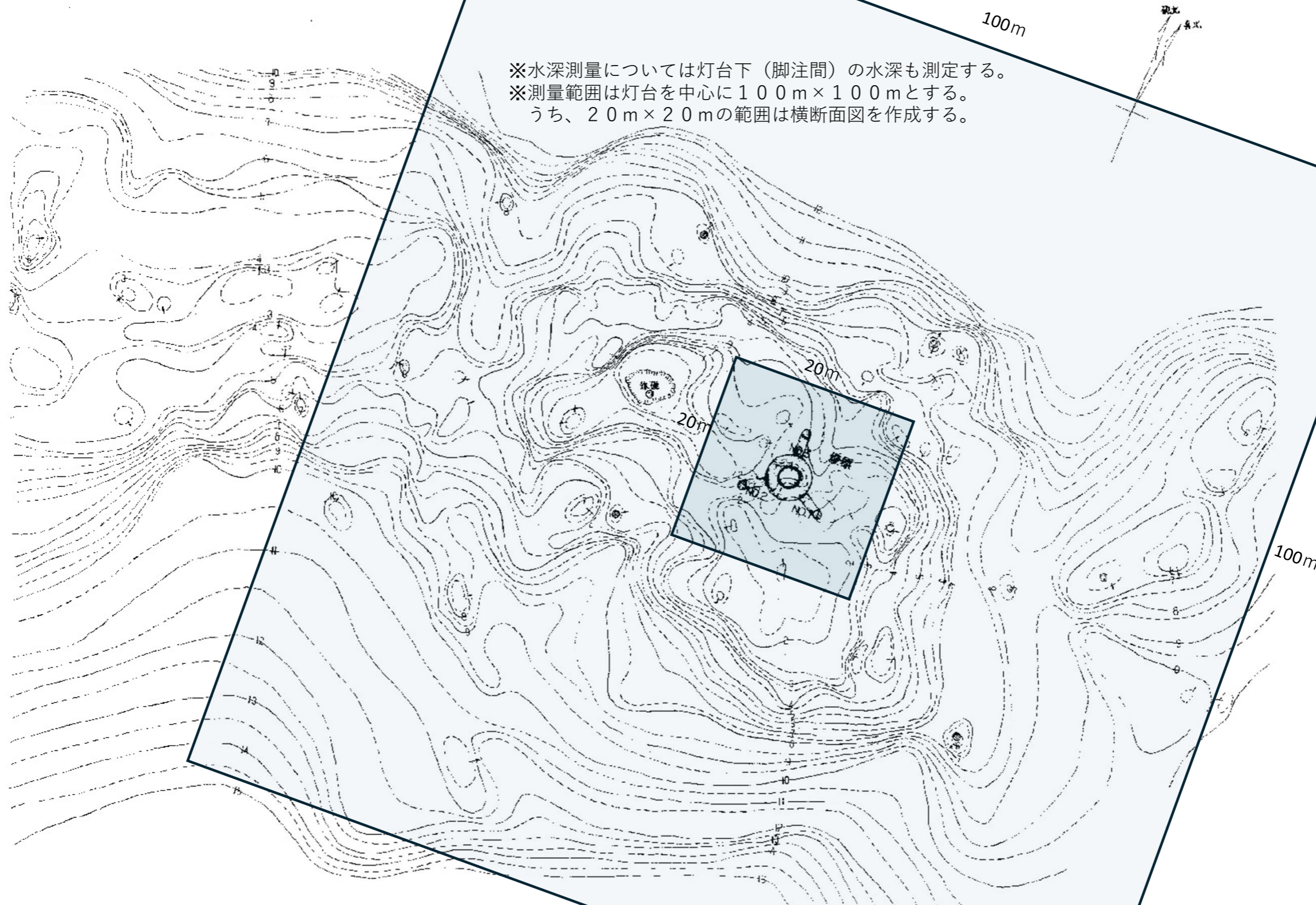


調査概要

- (1) 水深測量 (灯台周辺水深測量)
- (2) 基礎部潜水調査 (灯台基礎)
- (3) 灯台基部被害状況調査 (灯台脚柱ほか)



案内図 S=1:200,000
 嫁礁灯台：裸剛埼灯台(石川県珠洲市)北北西方約19km沖合
 北緯37度40分18秒 E137度12分28秒
 海図 No.120年L



※水深測量については灯台下（脚注間）の水深も測定する。
 ※測量範囲は灯台を中心に100m×100mとする。
 うち、20m×20mの範囲は横断面図を作成する。

標高付水深図
 昭和36年7月測量
 水深・基準 — 平均海面
 距離 0 10m

水深図